



平成18年5月15日

各 位

会社名 株式会社 サンリツ
代表者の 代表取締役社長 三浦正英
役職氏名
(コード番号：9366 東証二部)
問合せ先 専務取締役企画室長 細谷秀典
電話番号 03-3471-0011(代表)

内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システムの基本方針(業務の適正を確保するために必要な「体制」)

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、「文書管理規程」に従い適切に保管及び管理を行う。
2. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - (1) 業務を担当する取締役は、自己の担当領域についてグループ全体のリスク管理体制を構築する権限と責任を有する。
 - (2) リスク管理規程、コンプライアンス管理規程、内部監査規程の3規程の制定又は見直しを行い、その徹底をグループ全体で図るとともに、内部監査部門が監査を行う。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 定例の取締役会を毎月1回は開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - (2) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門において目標達成に向け具体策を立案・実行する。
4. 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 役員規程を見直し、取締役及び使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範をグループ全体で定める。

- 5 . 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) グループ各社の代表取締役は、当該グループ会社のコンプライアンスを管理し、横断的にはグループ統括本部長が管理を行う。
 - (2) 内部監査部門は、グループ会社全体の監査を行う。

- 6 . 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における(監査役を補助すべき)使用人に関する体制
 - (1) 当社使用人から、監査役の職務を補佐する者を任命する。

- 7 . 前記6の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 補佐する者の任命及び解任については、各監査役の同意を要する。
 - (2) 補佐する者は、当社グループの業務執行に係る役職を兼務しない。

- 8 . 取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、定期的に監査役に以下を報告する。
 - グループの内部統制に関わる部門の活動
 - グループ内の重要な会計方針・会計基準及びその変更
 - 業務及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い直ちにその内容を報告
 - (2) また、監査役は取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。

- 9 . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を行う。

以 上